

会 議 録

会議の名称	令和4年度西東京市個人情報保護審議会（第6回）
開催日時	令和4年9月30日（金）午後2時から午後3時40分まで
開催場所	西東京市役所田無庁舎3階 庁議室
出席者	（出席委員） 横道会長、大川委員、岡本委員、河野委員、茶谷委員、濱野委員 （事務局） 総務部総務課法規文書担当課長、法規文書係長、法規文書係主査、法規文書係主事
議 題	議題1 個人情報の保護に関する法律の改正に伴う条例の整備について
会議資料	資料1 西東京市個人情報保護法施行条例（案） 資料2 西東京市個人情報保護・情報公開審査会条例（案）
記録方法	<input type="checkbox"/> 全文記録 <input checked="" type="checkbox"/> 発言者の発言内容ごとの要点記録 <input type="checkbox"/> 会議内容の要点記録
会 議 内 容	
<p>○会 長 ただいまから、令和4年度第6回西東京市個人情報保護審議会を開催する。「個人情報の保護に関する法律の改正に伴う条例の整備について」を議題とする。事務局からの説明を求める。</p> <p>【事務局から資料1の説明】</p> <p>○会 長 事務局からの説明に対し、質問等はあるか。</p> <p>○委 員 第3条第1項第3号と同条第2項に規定する「利用目的」の内容が異なるように見えるが、いかがか。</p> <p>○事務局 これらの利用目的は、同様の趣旨及び内容である。</p> <p>○会 長 附則第10項に「なお従前の例による」とあるが、審議会の審議も従前の例に含まれるのか。</p> <p>○事務局 旧条例第30条第1項のみを限定して、「なお従前の例による」としているため、「市長が適正かつ迅速に処理しなければならないとする規定」を対象としている。</p> <p>○委 員 「なお従前の例による」とは曖昧な印象があるため、具体的に規定し、疑義が生じないようにした方が良い。</p> <p>○事務局 旧条例第30条第1項が市長について、同条第2項が審議会について規定している。附則第10項の規定では、旧条例第30条第1項に限定している。</p> <p>○委 員 旧条例第30条第1項の規定を従前の例とした場合でも、同条第2項では、「前項の規定による苦情の申し出があった場合において」と規定しており、同項の規定も従前の例の対象となり得ないか。そのような疑義が生じる懸念があ</p>	

る場合には、より明確に規定すべきである。

○事務局 承知した。次回までに整理する。

○委員 3点質問がある。

1点目は、第3条第5項の規定を法の規定に合わせたということだが、従前の規定と意味合いが異なることはないか。

2点目は、現行の個人情報保護条例と新条例を比較し、個人情報制度が後退することはあるのか。

3点目は、法の規定に則って運用しなければならないとは思いますが、地方自治体の自治立法権の範囲で現行の規定を生かそうとする動きがあったのか伺いたい。

○事務局 1点目については、法の規定と合わせており、従前の規定と意味の相違はないと認識している。

2点目については、旧条例と法の規定を対比し、オンライン結合に係る規定が異なると確認している。現行の条例ではオンライン結合を原則禁じているものの、新個人情報保護制度上はオンライン結合を可能としている。今後、行政サービスのDXを推進する意図があるとのことで、オンライン結合を可能としているようである。

3点目については、オンライン結合の規定を除き、現行の規定を生かしたいと考えている。

○委員 今後、オンライン結合が可能になれば、これまでオンライン結合を原則禁じていたこととの関係で審議会に答申を求めていたものは必要なくなるということか。今後、オンライン結合をどのようなセキュリティ水準で認め、運用していくのか。どの部署がそれを所管するのか。

○事務局 審議会の答申は、必要なくなる。システム上の具体的なセキュリティ水準は、DXを所管する情報推進課が中心となり、構築していくと思う。西東京市もDXに係る計画を策定しようとしており、その中でセキュリティの強化についても議論をすることになると思う。

○委員 オンライン結合を制限することは条例上許容されないとのことだが、管理・監督はどこが行うのか。

○会長 新個人情報保護制度上の自治体の監督権限は、国の個人情報保護委員会が持っている。

○委員 この法律と他の法律を比較し、自治体を縛るもので、条例の規定内容を制限していると思われる。自治体の自治行政権を制限している点を懸念している。

また、個人の権利利益に重点が置かれにくいところ、この法律が個人情報の有用性を強調しているように感じており、仮に個人の権利利益が蔑ろにされると問題であると思っている。

○会長 他に意見がないようであれば、引き続き、資料の説明を求める。

【事務局から資料1の説明】

○会長 事務局からの説明に対し、質問等はあるか。

○委員 3点質問がある。

1点目は、従前の審議会の答申一覧を資料として出されたときに、検討する旨の記載があったかと思うが、その後いかがか。

2点目は、避難計画等の情報提供とあるが、施行条例とどのような関係があると考えているのか。

- 3点目は、パブリックコメントの意見の件数や内容について、進捗等はいかがか。
- 事務局 1点目の「検討する旨」の内容については、現在お示しているものである。個別の条例とするか、個人情報保護法施行条例に規定するかを検討する必要がある。
- 2点目の御質問については、内閣府の通知では条例への規定例等が示されており、個人情報保護法施行条例に規定する例も記載されている。事務局としては、「災害対策基本法に基づく提供」の規定を、個人情報保護制度を規定する個人情報保護法施行条例に含めるのは、いかがなものかと疑義があり、審議会でご意見を聴きたいと考えている。
- 3点目のパブリックコメントの御質問について、提出された意見は0件であった。
- 会長 審議会の答申で外部提供を許容する答申を出していたが、今般の個人情報保護制度の改正では、法令に根拠があればできるとされている。災害対策基本法の規定に基づき、個別に条例を制定することが望ましいのではないか。
- 委員 同意する。災害対策基本法に基づく事務であるので、同法を根拠とした個別条例を制定する方が良い。
- 委員 災害対策基本法に基づく事務以外に拡大されることはあるのか。
- 事務局 現在、そのような話はない。
- 会長 個人情報保護制度の改正で目的外利用等するときは、法令に根拠がある場合とされている。地方自治法の一般的権限、自治事務の規定を根拠とするのではなく、個別法やそれに基づく条例の制定によって対応する流れになるのではないかとと思われる。
- 委員 資料について、「災害対策基本法の規定を入れると新個人情報保護法の施行条例ではなくなる」と記載されているが、一方で内閣府からの条例イメージでは条例上に規定できるように見受けられる。これらは、矛盾していないか。
- 事務局 内閣府からは、個人情報保護法施行条例に災害対策基本法の規定を入れる場合には、個人情報保護法を根拠とする規定と災害対策基本法を根拠とする規定が一つの条例に併存することから「個人情報保護法施行条例」とはならず、条例名、目的規定等を改める必要があると言われている。
- 会長 意見がないようであれば、引き続き、資料の説明を求める。

【事務局から資料2の説明】

- 委員 資料の第6条において、法の略称規定を置いているが、同条より前に既に略称規定があるため、修正した方が良い。また、定義規定の括弧書きが長いので、工夫するよう求める。
- 事務局 承知した。
- 会長 実務の際には、行政不服審査法の規定を使うと思うが、条例だけ読むと分かりづらいところがある。個人情報保護法の読替規定により行政不服審査法を使うと思うが、情報公開条例の規定による審査請求はどのように整理しているのか。
- 事務局 規定を確認し、整理する。
- 会長 国の情報公開・個人情報保護審査会設置法がどのように規定しているかを確認し、整理するように。
- 事務局 承知した。

- 会 長 それでは、追加の質問がないようなので、この議題は継続審議としたいがよろしいか。
- 各委員 異議なし。
- 会 長 続いて「議題2 その他」を議題とする。事務局からの説明を求める。

【事務局から報告】

- 会 長 以上で本日の会議は閉会とする。